

令和8年4月23日

関係各位

徳島大学病院
総合アレルギーセンター長
北 村 嘉 章

令和8年度「アレルギー疾患医療の人材育成に係る助成」の公募について（ご案内）

本院は、徳島県より「徳島県アレルギー疾患医療拠点病院」の指定を受け、総合アレルギーセンターを設置し、アレルギー疾患医療全体の質の向上を図ることを目的に、アレルギー診療に携わる専門職の人材育成に積極的に取り組んでいます。

人材育成に関して、本センターの事業として徳島県内の医療従事者に対象範囲を広げ実施を開始しております。

つきましては、令和8年度（令和8年4月1日から令和9年3月31日まで）の公募を下記のとおり行いますので、貴所属職員の医療従事者等に周知くださるようお願いします。

記

- 1 事業概要 アレルギー診療に携わる専門職を育成し徳島県におけるアレルギー疾患医療全体の質の向上を図ることを目指し、アレルギー疾患医療に関連する資格取得に係る研修会の参加費等を助成する。
- 2 応募資格 徳島県内の医療機関に従事する者
- 3 提出書類 別紙様式1による
- 4 公募締切 1次締切：令和8年 7月31日（金）
2次締切：令和8年11月30日（月）
- 5 選考結果 1次締切：令和8年 8月下旬頃
2次締切：令和8年12月下旬頃
- 6 書類提出先および問い合わせ先
徳島大学病院総合アレルギーセンター
担当：医事課専門医療係 森
〒770-8503 徳島市蔵本町2丁目50-1
電話：088-633-9546（平日9時～17時）
Email：biseniryok@tokushima-u.ac.jp

※ 留意事項（１）応募件数は１人１件とします。

（２）資格取得に係る応募要件等については申込者本人がよく確認すること。

（３）採択の対象となった研修会以外に変更は認められません。

（４）別紙助成基準申し合わせを参照してください。

※ その他 別紙様式については、本院ホームページの「診療科等一覧」→「中央診療施設等」→「総合アレルギーセンター」の中からダウンロードできます。

アレルギー疾患医療の人材育成に係る助成基準について（申し合わせ）

令和7年7月18日 総合アレルギーセンター会議承認

- 1 選定にあたっては、センター長、副センター長、センター員の中からセンター長の指名により選出された者により構成した選定会で決定する。
- 2 アレルギー疾患診療に係る資格取得に係る研修会等参加費、資格認定試験検定料、受験料等を助成対象とする。参加に係る旅費（交通費、日当、宿泊費等）は助成対象外とする。学会会員費等については資格試験の応募要件に含まれている場合は助成対象とする（資格取得後は対象外）。
- 3 応募申請は、当該年度1人1件とする。
- 4 応募申請時に日程等が未定であっても、開催予定があれば申請可とする。
- 5 人材の育成にあたっては、学会等における認定制度を活用する。
【想定している助成対象】
 - ・小児アレルギーエデュケーター（P A E）資格取得に係る研修会の参加費等
 - ・アレルギー疾患療養指導士（C A I）資格取得に係る研修会の参加費等
 - ・アレルギー専門医に係る総合アレルギー講習会の参加費その他のアレルギー診療に関連する資格取得の応募があった場合も選定会に諮ることとする。
- 6 選考は、以下の（1）～（3）を順に適用する。
 - （1）応募者は、徳島県内の医療機関に従事する者とする。
 - （2）過去に本事業に採択されていない者を優先する。
 - （3）採択にあたっては、概ね10年から15年までの経験年数の若手医療職を優先することとし、経験職歴数を選考の基準とする。
- 7 採択された者は、研修会等受講後は必要書類の提出を速やかに行うこと。年度をまたいで提出となった場合は、採択された場合であっても助成できません。
- 8 資格試験に合格した際は、資格証明書等の写しを提出すること。また、資格取得後は、徳島県やセンターが主催する県民への啓発活動等に積極的に参加することが望ましい。